

保安規定に規定すべき事項の確認表  
(使用変更に伴う保安規定の変更)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>(1) フィルタ減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設替室のパネルハウス内で実施するため、第Ⅱ編第35条(ウラン系固体廃棄物の処理及び保管)第10項の記載を変更する。</p>	<p>①職務及び組織 当該処理は環境保全課が実施する。環境保全課は第Ⅰ編第4条の組織に記載がある。また、当該処理については、第Ⅰ編第5条の職務のうちのウラン系廃棄物の処理に該当する。</p>	<p>保安規定第Ⅰ編 第4条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第5条 (変更なし)</p>
	<p>②使用施設等の操作 核燃料物質等の使用等について留意事項は、第Ⅱ編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。 核燃料物質等の使用等に当たっては、第Ⅱ編第2条のとおり、いかなる場合においても臨界に達しないよう管理しなければならない。 フード又はパネルボックスを操作する場合は、第Ⅱ編第5条のとおり、J棟及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のフードを所掌する核燃料管理者及びM棟のパネルボックスを所掌する核燃料管理者は、フード又はパネルボックスを操作する者を放射線業務従事者の中から指定し、指定した者以外の者に操作させてはならない。 核燃料物質等の使用等を行う者は、第Ⅱ編第6条のとおり、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。 セル(付随する設備を含む。)、グローブボックス、物品搬入設備、フード及びパネルボックスは、第Ⅱ編第14条のとおり、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。なお、使用を終了し維持管理中の設備についても同様とする。 また、点検の結果、風速又は負圧が管理できなくなるおそれがある場合は、第Ⅱ編第15条のとおり、グローブ又はフィルタの交換等、必要な措置を講じなければならない。 B棟及びCPFのセル、グローブボックス等の負圧等並びに第2ウラン系廃棄物貯蔵施設のフード、M棟のパネルボックスの開口部の風速を保持できるように第Ⅱ編第16条のとおり、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより給排気設備を管理しなければならない。 フィルタの減容処理を実施するため、記載の変更を行う。第Ⅱ編第35条を次のように変更する。 1) 6. において、廃棄物が保管廃棄されている施設をウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設と明確化する。 2) 10. において、核燃料物質使用変更許可との整合を取るために、ウラン系固体廃棄物の保管廃棄されている施設を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設とするとともに、フィルタの減容処理を追加する。 従業員は、第Ⅱ編第40条のとおり、使用施設等の安全又はユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、排風機運転以上警報等並びに排気モニタ、α線用空気モニタ及</p>	<p>保安規定第Ⅱ編 第1条 (変更なし) 保安規定第Ⅱ編 第2条 (変更なし) 保安規定第Ⅱ編 第5条 (変更なし) 保安規定第Ⅱ編 第6条 (変更なし) 保安規定第Ⅱ編 第14条 (変更なし) 保安規定第Ⅱ編 第15条 (変更なし) 保安規定第Ⅱ編 第16条 (変更なし) 保安規定第Ⅱ編 第35条 (変更あり) 保安規定第Ⅱ編 第40条 (変更なし)</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>β線用空気モニタの警報設備が作動した場合は、直ちに使用施設内各課長等又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者等又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長等は、必要な措置を講ずるとともに、環境技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。</p>	
	<p>③ 管理区域等の設定等 線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。ウラン廃棄物処理施設内には管理区域に指定された区域があり、当該作業は管理区域内で実施する。 あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して作業を実施する。</p>	<p>保安規定第I編 第20条 (変更なし) 保安規定第I編 第26条 (変更なし)</p>
	<p>④ 線量等の監視並びに汚染の除去 課長は、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画を作成し、その実施に当たっては、計画に記載した放射線防護措置を講じる。 課長は、放射線管理第1課長より管理区域に係る線量率等の測定結果で異常が認められたことに伴う通知を受けた場合、原因の究明、汚染の除去等の適切な措置を講じる。 課長は、予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡し、放射線管理第1課長の指導・助言の元、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じるとともに部長に報告する。</p>	<p>保安規定第I編 第28条 (変更なし) 保安規定第I編 第30条 (変更なし) 保安規定第I編 第31条 (変更なし)</p>
	<p>⑤ 排気・排水監視設備 統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の3か月間の平均濃度が、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理している。また、放射線管理第1課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しており、排気中の放射性物質濃度が異常に高くなったとき、又は、そのおそれがあるときは、放射線管理部長に報告、放射線管理部長は、統括者にその原因の除去等、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知している。統括者は、この勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。 統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。なお、排水を放出の際、核燃料管理者は、環境監視課長の承認を得た後、統括者の放出の許可を得なければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第38条 (変更なし) 保安規定第I編 第39条 (変更なし)</p>
	<p>⑥ 放射線測定器等 統括者は、放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第34条 (変更なし)</p>
	<p>⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等</p>	

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬する場合は、核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること、定められた経路以外は運搬しないこと等の措置を講じなければならない。	保安規定第I編 第36条(変更なし)
	⑧ 放射性廃棄物の廃棄 放射性気体及び放射性液体廃棄物の廃棄については、上記⑤に記載のとおり。 放射性固体廃棄物を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、所定の表示を行う。なお、当該容器が可燃性の場合は、可燃性の容器を金属製容器又は金属製保管庫に収納する。放射性固体廃棄物を保管する場合は、廃棄施設に保管する。	保安規定第I編 第40条の2(変更なし)
	⑨ 非常時の措置 従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長に通報を行わなければならない。担当課長は、この通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置(従業員以外の者に対する避難指示等を含む。)を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。	保安規定第I編 第45条(変更なし)
	⑩ 事故に係る保全 所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかななければならない。 所長は、前条に定める組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機材、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておかななければならない。 所長は、非常事態が発生したときの機構内部及び外部関係機関への通報連絡系統をあらかじめ定めておかななければならない。	保安規定第I編 第42条(変更なし) 保安規定第I編 第43条(変更なし) 保安規定第I編 第44条(変更なし)
	⑪ 記録及び報告 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第I-12表に定める事項について記録し、保管させなければならない。 核燃料取扱主務者は、第I-12表に定める記録のうち使用施設等の保安の監督を行うために必要な記録を検閲しなければならない。 所長は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき、使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき等の事項に該当する場合(そのおそれがある場合を含む。)は、直ちに理事長に報告しなければならない。また、理事長に報告した後、速やかに事故の発生日時、場所、状況及び発生に際して採った処置等の事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当事務の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。	保安規定第I編 第50条(変更なし) 保安規定第I編 第51条(変更なし) 保安規定第I編 第52条(変更なし)
	⑫ 施設管理 理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第55条の2第2項第2号の技術上の基準に適合する性能を有す	保安規定第I編 第12条の2(変更なし)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>るよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>所長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。それを受け、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画を策定しなければならない。また、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を年1回及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。また、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第12条の3（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の4（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の5（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の6（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の7（変更なし）</p>
	<p>⑬ その他保安に関する事項</p> <p>使用施設内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、東海村において震度4以上の地震の発生が確認された場合、台風又は竜巻の襲来があった場合は、所掌する使用施設等について点検し、異常がないことを確認しなければならない。また、所掌する施設、設備等において火災が発生した場合は、初期消火及び延焼防止を図るとともに、被害状況を確認しなければならない。なお、地震点検及び火災時の被害状況の確認の結果、必要があると認めた場合は、上記⑩に定める措置を講じなければならない。</p> <p>所長は、上記⑩に基づく通報を受けた場合において、原災法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令しなければならない。</p> <p>原災法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p>	<p>保安規定第I編 第47条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第48条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第49条（変更なし）</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
(2) 第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量(その4)の系の分類に残存核燃料物質封入棒集合体を追加する。	① 職務及び組織 当該作業については、第Ⅰ編第5条(24) 処理技術課長の職務のうち、加工組立工程に係る核燃料物質の貯蔵に係る業務に該当する。 処理技術課長は、第Ⅰ編第4条の組織のうち、(24)に該当する。	保安規定第Ⅰ編 第4条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第5条(変更なし)
(3) 第Ⅲ編 第Ⅲ-2-(3)表 プルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力における最大収納量の内訳に係る注釈を追記する。 (4) 第Ⅲ編 第Ⅲ-2-(3)表 プルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力の集合体・保管体非破壊検査用架台の最大貯蔵能力を158 kgに変更する。	② 使用施設等の操作 核燃料物質等の使用等について留意事項は、第Ⅲ編第1条に記載のとおり、作業の安全の確保、使用等に係る注意事項の掲示、使用者が作業の安全を確保し、注意事項を遵守することである。 核燃料物質等の使用等に当たっては、第Ⅲ編第2条のとおり、いかなる場合においても臨界に達しないよう管理しなければならない。 今回、プルトニウム燃料第三開発室における当該作業について、適切な臨界管理を行うため、第Ⅲ-1-(12)表の系の分類に残存核燃料物質封入棒集合体を追加する。 核燃料物質の使用を行う場合は、第Ⅲ編第4条のとおり、1) 使用目的、2) 使用期間及び使用場所、3) 核燃料物質の種類及び使用数量、4) 同位元素組成、5) 化学的組成、6) 物理的性状、7) 使用方法及び通常の使用条件と異なる使用を計画する場合は、その使用条件等、8) 使用する核燃料物質の受入れ・払出しに関する管理方法等、9) 使用を終了した核燃料物質の処理の方法、10) 安全評価及び安全対策について使用計画で明らかにしなければならない。 核燃料物質等の使用等を行う者は、第Ⅲ編第9条のとおり、事前に機器装置等の目的、機能及び操作手順を理解して操作するとともに、機器装置等の状態を正しく把握しなければならない。 従業員は、第Ⅲ編第29条のとおり、使用施設等の安全及び運転又は電気等のユーティリティの供給に影響を及ぼすおそれが生じた場合、若しくは火災警報、グローブボックス温度上昇警報等並びに排気モニタ警報等の警報設備が作動した場合は、直ちに使用施設内各課長等又は放射線管理第1課長に通報する。通報を受けた核燃料管理者等又は放射線管理第1課長は、直ちに原因を調査し、必要な措置を講ずるとともに、必要と認めた場合は担当部長に通報する。通報を受けた担当部長等は、必要な措置を講ずるとともに、プルトニウム燃料技術開発センター長に通報し、核燃料取扱主務者に通知する。	保安規定第Ⅲ編第1条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編第2条(変更なし) 第Ⅲ-1-(12)表(変更あり) 保安規定第Ⅲ編 第4条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第9条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第29条(変更なし)
	③ 管理区域等の設定等 線量告示第1条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域が所長より、管理区域として指定される。プルトニウム燃料第三開発室内には管理区域に指定された区域があり、当該作業は管理区域内で実施する。 あらかじめ定められた出入口から出入りすること、定められた個人線量計を着用すること等の管理区域の出入管理に係る遵守事項を遵守して作業を実施する。	保安規定第Ⅰ編 第20条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第26条(変更なし)
	④ 線量等の監視並びに汚染の除去 課長は、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、放射線作業計画を作成し、その実施に当たっては、計画に記載した放射線防護措置を講じる。 課長は、放射線管理第1課長より管理区域に係る線量率等の測定結果で異常が認められたことに伴う通知を受けた場合、原因の究明、汚染の除去等の適切な措置を講じる。	保安規定第Ⅰ編 第28条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第30条(変更なし)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>課長は、予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第1課長に連絡し、放射線管理第1課長の指導・助言の元、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じるとともに部長に報告する。</p>	保安規定第I編 第31条 (変更なし)
	<p>⑤ 排気・排水監視設備</p> <p>統括者は、排気設備からの放射性気体廃棄物の放出によって、周辺監視区域外における空気中の放射性物質の3か月間の平均濃度が、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理している。また、放射線管理第1課長は、排気中の放射性物質濃度を、排気モニタにより連続的に測定又は捕集試料により測定しており、排気中の放射性物質濃度が異常に高くなったとき、又は、そのおそれがあるときは、放射線管理部長に報告、放射線管理部長は、統括者にその原因の除去等、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該施設の核燃料取扱主務者に通知している。統括者は、この勧告を受けた場合は、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>統括者は、排水を周辺監視区域外に放出する場合は、線量告示第8条第1項に定める基準を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。なお、排水を放出の際、核燃料管理者は、環境監視課長の承認を得た後、統括者の放出の許可を得なければならない。</p>	保安規定第I編 第38条 (変更なし)  保安規定第I編 第39条 (変更なし)
	<p>⑥ 放射線測定器等</p> <p>統括者は、放射線管理部長が指定する放射線管理用機器を常備しなければならない。</p>	保安規定第I編 第34条 (変更なし)
	<p>⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等</p> <p>核燃料管理者は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬する場合は、核燃料物質等の種類、数量及び性状に応じた容器を使用すること、定められた経路以外は運搬しないこと等の措置を講じなければならない。</p> <p>核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、各貯蔵施設において最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>今回、プルトニウム燃料第三開発室における当該作業について、残存核燃料物質封入棒集合体を取り扱うことから、第III-2-(3)表の最大貯蔵能力の変更及び容量に係る注釈を追加する。</p>	保安規定第I編 第36条 (変更なし)  保安規定第III編 第8条 (変更なし)  第III-2-(3)表 (変更あり)
	<p>⑧ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>放射性気体及び放射性液体廃棄物の廃棄については、上記⑤に記載のとおり。</p> <p>放射性固体廃棄物を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、所定の表示を行う。なお、当該容器が可燃性の場合、可燃性の容器を金属製容器又は金属製保管庫に収納する。放射性固体廃棄物を保管する場合は、廃棄施設に保管する。</p>	保安規定第I編 第40条の2 (変更なし)
	<p>⑨ 非常時の措置</p> <p>従業員は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長に通報を行わなければならない。担当課長は、この通報を受け、その状況が非常事態に該</p>	保安規定第I編 第45条 (変更なし)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置（従業員以外の者に対する避難指示等を含む。）を講ずるとともに、通報連絡責任者に通報しなければならない。</p>	
	<p>⑩ 事故に係る保全</p> <p>所長は、非常事態に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための組織及びその要員をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>所長は、前条に定める組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機材、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておかなければならない。</p> <p>所長は、非常事態が発生したときの機構内部及び外部関係機関への通報連絡系統をあらかじめ定めておかなければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第42条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第43条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第44条（変更なし）</p>
	<p>⑪ 記録及び報告</p> <p>統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、その所掌する業務に関し、第I-12表に定める事項について記録し、保管させなければならない。</p> <p>核燃料取扱主務者は、第I-12表に定める記録のうち使用施設等の保安の監督を行うために必要な記録を検閲しなければならない。</p> <p>所長は、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき、使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき等の事項に該当する場合（そのおそれがある場合を含む。）は、直ちに理事長に報告しなければならない。また、理事長に報告した後、速やかに事故の発生日時、場所、状況及び発生に際して採った処置等の事項を明らかにした報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>保安規定第I編 第50条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第51条（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第52条（変更なし）</p>
	<p>⑫ 施設管理</p> <p>理事長は、使用施設等が原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、原子炉等規制法第55条の2第2項第2号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>所長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき研究所の施設管理目標を定めなければならない。それを受け、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき施設管理目標を定めなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、施設管理目標を達成するため、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画を策定しなければならない。また、統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>核燃料管理者（環境・計画管理課長を除く。）、施設運転管理者、放射線管理部内各課長及び運転課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>統括者、放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、</p>	<p>保安規定第I編 第12条の2（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の3（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の4（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の5（変更なし）</p> <p>保安規定第I編 第12条の6（変更なし）</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年5月16日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を年1回及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>独立検査組織は、施設管理に関する定期的な検査を実施するに当たり、検査計画書及び検査要領書を策定しなければならない。また、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を得なければならない。</p>	保安規定第I編 第12条の7 (変更なし)
	<p>⑬ その他保安に関する事項</p> <p>使用施設内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、東海村において震度4以上の地震の発生が確認された場合、台風又は竜巻の襲来があった場合は、所掌する使用施設等について点検し、異常がないことを確認しなければならない。また、所掌する施設、設備等において火災が発生した場合は、初期消火及び延焼防止を図るとともに、被害状況を確認しなければならない。なお、地震点検及び火災時の被害状況の確認の結果、必要があると認めた場合は、上記⑨に定める措置を講じなければならない。</p> <p>所長は、上記⑨に基づく通報を受けた場合において、原災法に基づく事象に該当すると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令しなければならない。</p> <p>原災法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置するものとする。</p>	<p>保安規定第I編 第47条の2 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第48条 (変更なし)</p> <p>保安規定第I編 第49条 (変更なし)</p>